

京都市横大路運動公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第150号

京都市横大路運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市横大路運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第1項中「第1条第1項」を「第2条第1項」に改め、同条を第4条とする。

第2条を第3条とする。

第1条第1項中「京都市横大路運動公園条例（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第4項中「第4条第3項本文」を「第5条第3項本文」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（特定期間に係る洋弓場の供用時間等）

第1条 京都市横大路運動公園条例（以下「条例」という。）別表第1に規定する特定期間（以下「特定期間」という。）に係る洋弓場の供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 4月、5月及び9月 午前9時から午後6時まで

(2) 6月から8月まで 午前9時から午後7時まで

2 条例別表第2備考1に規定する午後の区分における洋弓場の特定期間における部分使用に係る供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 4月、5月及び9月 午後1時から午後6時まで

(2) 6月から8月まで 午後1時から午後7時まで

別表第1中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

別表第2中「第4条関係」を「第5条関係」に、「3,800」を「2,700」

に、

1箇所につき1 時間	200
---------------	-----

を

1箇所につき4 時間	100
---------------	-----

に改める。

第1号様式及び第2号様式中「第1条関係」を「第2条関係」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)